

○西原町行政改革推進委員会要綱

平成8年3月1日

要綱第3号

改正 平成14年10月23日要綱第23号

平成18年3月31日要綱第6号

平成22年3月31日要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、西原町附属機関の設置に関する条例(平成16年西原町条例第17号)第3条の規定に基づき、西原町行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、西原町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有するもののうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年要綱第23号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年要綱第6号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年要綱第12号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。